

広島県告示第千三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和五年十二月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字中筒賀字平石八五六番 三地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字平石八五九番 一地先まで	一〇・一〇〇 一一・二〇〇	一一・二〇〇 一二・四〇〇	一〇・一〇〇 一一・二〇〇	一〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル 一般国道四三 四号と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字中筒賀字平石八五九番 八地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字平石八五九番 七地先まで	一〇・一〇〇 一一・二〇〇	一一・二〇〇 一二・四〇〇	一〇・一〇〇 一一・二〇〇	一〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル 一般国道一八 六号と重複